県南広域振興局長告示第38号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の19第２項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年３月６日

県南広域振興局長　遠　藤　達　雄

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0351500038	ひだまり	奥州市江刺区愛宕字梁川125番地１	平成27年３月31日
0351500053	ひだまり江刺	奥州市江刺区八日町一丁目９番37号	〃
0351500046	ひだまり水沢	奥州市水沢区字森下88番地	〃
0351500079	第二ひだまり水沢	奥州市水沢区東大通り二丁目４番３号	〃
0351500103	第三ひだまり水沢	奥州市水沢区横町210番地	〃